

## 令和元年第2回幸田町議会定例会会議録（第4号）

---

### 議事日程

令和元年6月27日（木曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第39号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について  
第40号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について  
第41号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について  
第42号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について  
第43号議案 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
第44号議案 工事の請負契約について（北部中学校施設整備工事）  
第45号議案 財産の取得について（中学校学習用コンピュータ）  
第46号議案 令和元年度幸田町一般会計補正予算（第2号）
- 陳情第4号 消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書の提出を求める陳情書
- 陳情第5号 沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情書
- 陳情第6号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書
- 陳情第7号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書
- 陳情第8号 すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情書
- 陳情第9号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書
- 陳情第10号 最低賃金の引上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書
- 陳情第11号 保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情書
- 陳情第12号 すべての子どもたちによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情
- 日程第3 幸田町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 日程第4 閉会中の委員会行政視察の件
- 日程第5 閉会中の委員会の継続審査・調査の件
- 

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 藤 江 徹 君	9番 足 立 初 雄 君
10番 杉 浦あきら 君	11番 都 築 一 三 君	12番 水 野千代子 君
13番 笹 野 康 男 君	15番 丸 山千代子 君	16番 稲 吉 照 夫 君

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成瀬 敦 君	副 町 長 大竹 広行 君
教 育 長 小野 伸之 君	企 画 部 長 近藤 学 君
参事（企業誘致担当） 夏目 隆志 君	総 務 部 長 志賀 光浩 君
参事（税務担当） 山本 智弘 君	住 民こども部長 牧野 宏幸 君
健康福祉部長 藪田 芳秀 君	環 境 経 済 部 長 鳥居 栄一 君
建 設 部 長 羽根 淵闘志 君	教 育 部 長 吉本 智明 君
消 防 長 都 築 幹 浩 君	企 画 部 次 長 成瀬 千恵子 君
環境経済部次長 兼水道課長 太田 義裕 君	兼企画政策課長 建 設 部 次 長 佐々木 要 君
消 防 次 長 兼 消 防 署 長 小山 哲夫 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 石川 正樹 君

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山本 富雄 君

---

○議長（稲吉照夫君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（稲吉照夫君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者は18名であります。

---

日程第1

○議長（稲吉照夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を9番 足立初雄君、10番 杉浦あきら君の御両名を指名いたします。



日程第2

○議長（杉浦あきら君） 日程第2、第39号議案から第46号議案までの8件と、陳情第4号から陳情第12号までの9件を一括議題といたします。

これより、委員長報告を行います。  
初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。  
9番、足立初雄君。

〔9番 足立初雄君 登壇〕

○9番（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

総務教育委員会審査結果報告書

令和元年6月27日

議長 稲吉照夫様

委員長 足立初雄

令和元年第2回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読をいたします。

第39号 幸田町火災予防条例の一部改正について

不正競争防止法の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第44号 工事の請負契約について（北部中学校施設整備工事）

北部中学校施設整備工事の施工に伴い必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第45号 財産の取得について（中学校学習用コンピュータ）

中学校学習用コンピュータの取得に伴い必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第46号 令和元年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、歳入全部、歳出55款、第1条、歳入全部、1億5,543万9,000円追加。歳出、55款教育費1億2,291万9,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

次のページへまいります。

陳情第4号 消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書の提出を求める陳情書

消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第5号 沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情書

沖縄県民の民意を真摯に受けとめ、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情、賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第6号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書

地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情、賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第7号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書

住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情、賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第8号 すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情書

全ての労働者に、安定した雇用と1日8時間労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情、賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第9号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書

公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情、賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第10号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書

最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金の確立を求める意見書の提出を求める陳情、賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

以上で、報告を終わります。

〔9番 足立初雄君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

12番、水野千代子君。

〔12番 水野千代子君 登壇〕

○12番（水野千代子君） おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

令和元年6月27日

議長 稲吉照夫様

委員長 水野千代子

令和元年第2回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第40号 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について

地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第41号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第42号 幸田町介護保険条例の一部改正について

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する

政令の施行に伴い必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第43号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第46号 令和元年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、歳出20款、第1条、歳出20款、民生費3,252万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第11号 保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情書

保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって、不採択すべきものと決した。

陳情第12号 すべての子どもたちによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情

全ての子どもたちに、よりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

以上でございます。

〔12番 水野千代子君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 以上で、各委員会委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案8件と陳情9件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

15番、丸山君。

〔15番 丸山千代子君 登壇〕

○15番（丸山千代子君） それでは、議題となっております案件につきまして順次反対の立場から討論をしてみたいです。

第40号議案、幸田町国民健康保険税条例の一部改正について。

国民健康保険は加入者の4割が年金生活者、3割が非正規労働者であり、所得の低い人が多く加入する医療保険であります。ところが、国保税の平均は4人世帯の場合で、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍となっております。全国知事会、全国市長会、全国町村会など、加入者の所得が低い国保が、ほかの医療保険より国保税が高く限界に達しているとして、国保の構造問題を解決するために公費投入をふやして、国保税を引き下げることが国に要望し続けております。

高過ぎて、払いたくても払えない国保税なのに、県単位化で国保税が引き上げられ、さらに医療分の課税限度額3万円を引き上げ、93万円を96万円に課税限度額を引き上げることに反対をし、払える国保税に引き下げのべきと主張するものであります。

次に、第43号議案、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

社会保障の安定財源の確保を図るとして、ことし10月から消費税10%増税を使用料などに転嫁するため、7つの条例改正の一括提案であります。

消費税は、消費にかかる税金です。消費は生きている限り続ける経済活動であり、その経済活動は衣食住が基本であります。ですから、人間が生まれてから死ぬまで続ける経済活動、消費に対して国が大きく税金をかけることは憲法に保障する健康で文化的な最低限度の生活を営む権利である生存権を脅かすことにもなります。また、消費税は商売などでもうかったから払うというのとは全く違います。消費生活に直結した消費税は、低所得者層ほど負担の重い、逆進性の強い税であると指摘できます。消費税は、1989年に導入され、3%、5%、8%と、この30年間の累計で372兆円になります。

一方、消費税を導入した翌年1990年から法人税の減税が始まり、この間の29年間に減税された法人税は291兆円に上ります。消費税の導入で新たな財源が生まれたにもかかわらず、その8割は法人税の減税分に準用されたことになります。10月からの消費税増税に対して、生活や商売への不安、日々高まっております。

前回の消費税8%への増税を契機に、実質家計消費は落ち込み、内閣府が発表した景気動向指数が6年2カ月振りに悪化となるなど、政府自身も景気悪化を認めざるを得なくなっております。毎月、勤労統計調査の理想をめぐり、厚労省が労働者の賃金の伸びはこれまでの公表値よりも低かったことを認め、下方修正する数値を公表いたしました。

安倍政権は賃金上昇などを景気回復の根拠にして、10月からの消費税率10%への引き上げを決めましたが、その前提は崩れたのではないのでしょうか。低所得者ほど負担が重く、経済を冷え込ませる消費税増税自体が、国民の暮らしと日本経済を破壊する最悪の経済政策であり、5兆円もの大増税はきっぱり中止すべきと主張し反対討論いたします。

〔15番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

15番、丸山君。

〔15番 丸山千代子君 登壇〕

○15番（丸山千代子君） それでは、賛成の立場から順次討論をしてみたいです。

陳情第4号、消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書の提出を求める陳情書。10月からの消費税10%増税に対して、生活や商売への不安が日々高まっております。こんな経済情勢で増税を強行していいのかという声は、消費税増税に賛成する人たちの中からも上がるようになっております。

前回の消費税8%への増税を契機に実質家計消費は年25万円も落ち込み、労働者の実質賃金も年10万円も低下しており、内閣府が発表した景気動向指数が6年2カ月振りに悪化となるなど、政府自身も景気悪化の可能性を認めざるを得なくなっております。

これまで、3回の消費税増税が行われましたが、1989年の3%増税は、バブル経済の最中であり、1997年5%増税も、2014年8%増税も政府の景気判断は回復としておりました。それでも消費税増税は深刻な消費不況を招きました。自民党の幹事長代行は7月1日に発表される日銀短観が示す景況感次第で増税の延期もあり得ると発表するなど、政権与党の中からも動揺が出ている状態であります。

消費税は、低所得者ほど収入に占める割合が高くなる。貧困と格差を拡大する不公平税制であります。今回は景気が後退し、庶民の生活が苦しくなっている中で、5兆円もの大増税を強行しようとしております。しかも増税対策として、プレミアム商品券の発行、ポイント還元など複雑になっております。混乱を引き起こし、地域経済への大きな影響を与える消費税増税を中止すべきであります。

陳情第5号、沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情書であります。

沖縄県は、6月23日を慰霊の日と定め、沖縄戦で亡くなった全ての人を追悼し、正午の時報とともに全県民が鎮魂の思いを、黙禱をいたします。死者20万人を超える沖縄戦が終結し74年、いまだ在日米軍基地の70%以上が沖縄に集中しております。戦争につながる新基地建設は、遺族としては断固反対しておられ、辺野古米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票条例に基づく県民投票では、辺野古に基地は要らないという意志が示され、昨年亡くなった翁長知事は、辺野古に新基地をつくらせないと力強く宣言しました。その意志を継いだ玉城デニー知事も政府に対し、沖縄県民の大多数の民意に寄り添い、辺野古が唯一との固定観念に捉われず、沖縄県との対話による解決をと要望をしております。

普天間飛行場の1日も早い危険性の除去と、辺野古移設断念を強く求めています。沖縄の民意を受けとめるためにも、国に対し辺野古新基地建設を白紙に戻すよう意見書の提出を求めるものであります。

陳情第6号、地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書。地方自治体の役割は住民の福祉の増進であり、住民が全国どこに住んでいても健康で文化的な生活が営めるように地方自治を確立することにあります。そのために国は地方の財源の格差是正と財源保障をすべきであります。その1つとして、国が政策として実施する幼児教育、保育の無償化に対しては賛成するものでありますが、公立保育所などにおいては全て自治体の負担となります。これでは公立潰し、民営化が危惧をされてまいります。国の責任で財源保障すべきであり、地方財政を拡充する上でも国への意見書提出を求めるものであります。

陳情第7号、住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書。国の行政機関の機構、定員管理に関する方針は、人件費を削減、抑制するため、逆に非正規雇用を増大させるものであります。また、国の出先機関の廃止、縮小は、行政サービスを後退させ、本来、国が果たさなければならない業務などの地方への権限委譲は、地方にとって重い負担となります。よって、国の責任を果たすように意見書の提出を求めます。

陳情8号、全ての労働者に安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情書。OECDの調査によると、過去21年間に日本の時給は8%減りました。一方、韓国は167%、イギリスは93%、アメリカは82%、フランスは69%、ドイツ59%も増加しており、主要国で賃金が下がったのは日本だけとなっております。長時間労働も深刻で、過労死や働く人の健康を壊し、心身を著しく損なうなど、家庭生活にも重大な影響が出ております。残業代ゼロ制度の廃止や残業は週15時間、月45時間、年360時間までと上限を労働基準法で規制するなど、長時間労働を是正すべきであります。残業代がなくても1日8時間働けば十分に生活できるようにするためにも、国に対し労働環境の整備などを求める意見書の提出をすべきではないでしょうか。

陳情9号、公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書であります。

公契約とは、公共工事や各種の公共サービスなどの公共的な業務の遂行のために、国や自治体などの公的な機関が民間事業者との間で対等関係で結ぶ契約であります。公契約に従事する労働者の賃金及び適正な労働条件を確保し、質の確保も保障されます。趣旨を酌み取り、早期に公契約法が制定されるよう、国に対し意見書の提出をすべきであります。

陳情第10号、最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書。東京と鹿児島県との最低賃金は時給で224円、年収では45万円もの格差が生じており、最低賃金の地域格差拡大が地方からの労働力の流出など、地方の疲弊を加速させており、最賃そのものが地域経済を疲弊させる要因ではないでしょうか。全労連が全国で行った最低生計費調査では、全国どこでも月額22万円から25万円、時給1,500円以上が、人間らしい最低限度の生活を送るために必要だとわかりました。

安倍政権は、早期に全国加重平均1,000円を目指すとしております。しかし、現在の3%の引き上げベースでは、全国最下位の鹿児島で、時給1,000円に到達するのは10年後の2028年であります。直ちに1,000円以上に引き上げ、全国一律最低賃金制度を実現するためにも、国に対して意見書の提出を求めるものであります。

陳情第11号、保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情書、陳情第12号、すべての子どもたちによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情書は、あわせて討論をいたします。

幼児教育・保育の無償化は、子育て支援の上でも全ての子どもの無償化を願うもので

あります。しかし、今回の無償化は全年齢におけるものではなく、給食費は実費徴収となります。安倍政権は、2015年に子ども・子育て支援新制度を導入し、認可保育所を増設の中心にはせず、基準の低い小規模保育や企業主導型保育を促進しております。法的責任で保育をつくるのではなく、民間企業任せのため、待機児は一向に解消しておりません。保育の現場は次々と起こる規制緩和の中で、保育士の負担は大きくなり、保育士不足は深刻であります。保育士の給料は、全産業平均より約10万円低くなっていると出ており、どの調査でも賃金引き上げを求める声が相次いでおります。保育士の処遇改善、労働条件を改善し、長く働き続けられる保育環境の整備を進めることではないでしょうか。子どもたちの成長・発達を保障できる安心・安全の保育を保障するため、2つの陳情を採択し、国に意見提出を求め賛成討論といたします。

以上で終わります。

[15番 丸山千代子君 降壇]

○議長（稲吉照夫君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、上程議案8件と陳情9件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

最初に、第39号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第39号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第40号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第40号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第41号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第41号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第42号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第42号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第43号議案 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第43号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第44号議案 工事の請負契約について（北部中学校施設整備工事）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第44号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第45号議案 財産の取得について（中学校学習用コンピュータ）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第45号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第46号議案 令和元年度幸田町一般会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第46号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第4号 消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第4号を採択することに賛成の

諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第4号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第5号 沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第5号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第5号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第6号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第6号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第6号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第7号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第7号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第7号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第8号 すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第8号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第8号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第9号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第9号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第9号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第10号 最低賃金の引上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第10号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第10号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第11号 保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第11号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第11号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第12号 全ての子どもたちによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長報告は、不採択であります。陳情第12号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第12号は、不採択することに決しました。

---

日程第3

○議長（稲吉照夫君） 日程第3、幸田町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時43分

---

再開 午前 9時44分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

それでは、指名いたします。

選挙管理委員会委員の4名は、足立耕一君、神田典夫君、安藤明江君、田境行孝君、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました足立耕一君、神田典夫君、安藤明江君、田境行孝君を幸田町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました足立耕一君、神田典夫君、安藤明江君、田境行孝が幸田町選挙管理委員会に当選されました。

ただいま当選されました。

ただいま当選されました足立耕一君、神田典夫君、安藤明江君、田境行孝君の4名の方は議場におられませんので、会議規則第33条第2項に規定する当選告知は別途文書にて告知いたします。

次に、幸田町選挙管理委員会委員補充員の4名の指名をいたします。

1番、山本直彦君、2番、村井昭二君、3番、長谷雅広君、4番、栗本高明君の、以上4名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました1番、山本直彦君、2番、村井昭二君、3番、長谷雅広君、4番、栗本高明君を幸田町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました1番、山本直彦君、2番、村井昭二君、3番、長谷雅広君、4番、栗本高明君が幸田町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

ただいま当選されました1番、山本直彦君、2番、村井昭二君、3番、長谷雅広君、4番、栗本高明君の4名の方は議場におられませんので、会議規則第33条第2項の規定による当選告知は別途文書にて告知いたします。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。

補充員の順序はただいま議長が指名いたしました順序にいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序に決定いたしました。

---

日程第4

- 議長（稲吉照夫君） 日程第4、閉会中の委員会行政視察の件を議題といたします。  
会議規則第73条の規定により、お手元に配付のとおり、議会広報特別委員会委員長から委員会における所管事務に関する行政視察を行いたい旨の申し出がありました。  
お諮りします。  
委員長申し出のとおり決するに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。  
よって、委員長申し出のとおり決定いたしました。

---

日程第5

- 議長（稲吉照夫君） 日程第5、閉会中の委員会の継続審査・調査の件を議題といたします。  
会議規則第73条及び第75条の規定により、お手元に配付してあります案のとおり、各委員長から所管する事項について、閉会中も審査及び調査について終了するまで継続してこれを行いたい旨の申し出がありました。  
お諮りします。  
各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。  
よって、各委員長の申し出のとおり決定いたしました。  
以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。  
お諮りいたします。  
今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。  
よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。  
これにて、令和元年6月4日に招集された第2回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前 9時51分

- 議長（稲吉照夫君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。  
町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

- 町長（成瀬 敦君） 令和元年第2回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼

の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る6月4日から本日まで24日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず、終始熱心に御審議をいただき、私どもが提案させていただきました全議案とも議決賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受けとめ、十分留意をいたし、今後の町政の推進に生かしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、7名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どれも時宜を得た内容でございまして、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここで御報告とお知らせと3点させていただきますと思います。

まず、報告でございますけれども、先日の7月1日付人事異動に関する一覧表を議員の皆様への棚入れさせていただきましたので、改めてよろしくお願い申し上げます。

続きまして、お知らせの1点目でございます。

6月29日、土曜日に消防団活動に関する意見交換会を開催いたします。これは、消防団員として長年にわたり活動した消防団長OBと幸田町消防団の現状、課題及び消防団のあり方について、区長の皆様方にも御参加いただき、活発な意見交換を通して、消防団員を確保するために必要な取り組みを摸索するものでございます。

次に、お知らせの2点でございます。第19回幸田プレステージレクチャーズ、ものづくり日本講演会を7月5日の金曜日、幸田町民会館つばきホールにて開催いたします。今回の講演内容でございますが、富士通株式会社、理事、首席エバンジェリスト、中山五輪男氏の富士通のAIと最新テクノロジーが創り出す日本の未来であります。30年後にはAIが人間の知能を超え、社会のあり方や人類の存在意義に大きな変化が余儀なくされるであろうと言われる中、AIと今後どのように向き合うべきか、AIとの近未来と今について最新事例を交えながら詳しく御紹介をいただくこととなっております。貴重な講演会でありますので、ぜひお越しいただきたいと思っております。

続きまして、お知らせが3点ございます。役場庁舎の1階北側事務室の拡張等を図るべき内部改造工事を7月6日の土曜日から実施をいたします。出納室、指定金融機関付近から工事に取りかかりまして、相談室、会議室、ATM等の移設、福祉課事務スペースの拡張等の改修工事を行いたいと思っております。

工事に伴いまして、ATMの利用でございますけれども、9月の7日から9月の23日までには休止をさせていただきますと思います。なお、工事完了につきましては、令和2年1月末を予定しておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

最後に本日の天気でございますけれども、現在、接近しております熱帯低気圧が四国に接近したあたりから台風へ変わると予想されております。東海地方におきましては、今夜から朝方まで激しい雨が降る可能性がございます。今後、土砂災害、河川の増水などに警戒しまして、逐次、台風情報を収集し、対応の迅速を行ってまいりたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、蒸し暑い時期でございますので、体調管理にはくれぐれも御留意をいただき、今後の町政の発展のため、さらなる御活躍、御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会に当たってのお礼の御挨拶といたします。本当にありがとうございました。

○議長（稲吉照夫君） 議員各位には何かと御多忙の中、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきましてまことにありがとうございました。

理事者各位には成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますようお願いいたします。

これにて散会といたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前 9時56分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する  
令和元年6月27日

議 長

議 員

議 員